

51. 百姓一統困窮し、年貢上納差し詰まりにつき、木伐採願を淀土砂方奉行所へ願出

乍恐書付ヲ以御願奉申上候

河州交野郡

倉治村

字椿谷

一松木五十二本

村山

但し周通り壹尺五寸廻り方三尺廻り迄

同所

一松木五十二本

村山

但し周通り四尺廻り方八寸貳寸廻り迄

字こめヶ谷

一松木十三本

村山

但し周通り四尺廻り方六尺三寸廻り迄

同所奥谷

一松木八本

村山

但し周通り四尺廻り方六尺九寸廻り迄

一当村百姓一統困窮仕候ニ付、御年貢上納ニ差詰り候ニ付、右書面之通り拔伐御願奉申上候、何卒御憐愍ヲ以御見分之上、右願御赦免被為成下候へハ、広太之御慈<sup>(悲)</sup>非難有仕合奉存候、以上

天保十三寅年二月

右村年寄

又左右衛門

同

九左衛門

同

角兵衛

庄や

清兵衛

淀土砂方

御奉行様

80. 地頭入用につき、雑喉や幸八へ金子借用

借用申金子之事

一金七百兩也

但し利息月七朱定

右ハ、此度御地頭所御入用金之内、郷中<sup>ハ</sup>出金可致候分、其元殿<sup>ハ</sup>御調達被下、慥ニ受取借用申処実正也、尤返済之儀ハ来ル卯十一月晦日限御地頭所下ケ金ニ不抱<sup>有無</sup>不抱元利取揃急度返済可致候、為後日金借用証文、仍而如件

久貝因幡守殿知行所

天保十三寅年十一月

村と庄屋

連印

雑喉や幸八殿

81. 村と凶作のため年貢上納に差し詰まり雑喉屋幸八へ金子借用

借用申金子之事

一金三百両也

但し利足年六朱定

右ハ、久貝因幡守殿知行所村と凶作ニ付、御年貢上納ニ差詰り、書面之金子慥ニ受取借用申処実正也、尤返済之儀ハ来ル卯十一月晦日限定之利足差加へ、無相違急度返済可致候、万一連印之内差支者候共、相残印形之者方相弁皆済可致候、為後日金借用証文、仍而如件

天保十三寅年十一月

久貝因幡守殿御知行所

惣代

右庄や

連印

惣代庄や

雑喉や幸八殿

84. 極貧難渋者につき、長尾役所へ届出

乍恐口上

倉治村百姓作右衛門年五十六

同人母年七十四・同人子供四人

右之者、誠心篤実之者ニ御座候処、七八ヶ年已前方眼病相煩、三ヶ年已前方盲人与相成、其上古老ニおよひ候母并幼少之子供ニ而、家業も難相成、極貧難渋之者ニ付、村方方も致合力遣し候得共難行届、段と困窮ニおよひ候

寅恣年三十七・同人母七十四・同人子供三人

右之者、誠心篤実之者ニ御座候処、老母并幼少之子供計ニ而、過分之家業も難相成、極貧難渋罷在候処、当秋已来病氣ニ取合せ、家業難出来、極貧難渋之者ニ付、村方方も致合力遣し候得共難行届、追と困窮難渋仕候

半左衛門年五十四・京藏六十三

右之者、誠心篤実之者ニ御座候得共、病身ニ而家業も碇と与難出来、追と困窮難渋仕候

安右衛門年四十三・七郎兵衛年五十一・善兵衛年六十四

右之者、病身ニ而家業も碇と与難相成、追と困窮難渋仕候

右之者、極貧難渋之者ニ御座候

吉兵衛妻きさ・藤蔵妻むめ五十四・藤吉母わさ六十五  
年三十五

右之通ニ御座候間、乍恐奉申上候、以上

天保十三寅年十二月十八日

九左衛門

長尾

清兵衛

御役所

120. 上知令による知行替えにつき、久貝氏所領村とより長尾役所へ歎願書提出

殿様知行替二付

乍恐書附ヲ以奉申上候

一此度、大坂御城下最寄一円御料所ニ被為成則当御知行所当国両郡共、御同様上知被為蒙仰候条、御触渡候旨、末と百姓共迄一同承知奉恐驚候、年曆凡式百三十ヶ年計も御知所<sup>行</sup>ニ安穩ニ居住仕候儀ハ、全御代と様方高太之御厚恩之余慶を以、百姓相続仕難有御儀不及申上候、殊更御慈憐之厚思召を以、永続為御取計与、近来村と益筋ニも可相成御儀ハ、御手入掛ケニも相成、猶追と御仕法も被為成下候趣、兼と奉承知、行末ハ難有御時節ニも成行候御儀ハ、眼前之御事与、一同相樂罷在候折柄、右底此度之御成行、誠以百姓共末とニ至迄、十方ニ暗レ本意ヲ取失ひ悲嘆<sup>タシ</sup>至極奉存候、可相成儀ニ御座候得ハ、何方迄も罷出、愁訴仕度心底之旨、精と百姓共申出候得共、御趣意不輕御儀、前後不弁、猥ニ立騒候而者、自然御法度をも相背候儀与深奉恐入、村役人共方精と利碍申聞取鎮罷在候、何ヲ申も不容易<sup>ヨライ</sup>御太切之御場柄下賤愚昧之百姓共ニ而ハ、致方も無御座、只一途当惑仕居候而已ニ御座候、何卒前書百姓共相歎候趣、乍恐逐一達奉御上聞百姓共一同安穩ニ是迄之通永続成行候様、御賢慮之程奉願上候、乍恐右之趣御聞濟被為成下候得ハ、一同広太之御慈非難<sup>悲</sup>有奉存候、以上

倉治村

天保十四卯年八月

庄屋清兵衛

中野村

年寄角兵衛

庄屋幸之助

上郷

年寄利兵衛

年寄徳兵衛

逢坂郷

庄屋七郎兵衛

北条村

庄屋万助

年寄利兵衛

薮屋村

年寄伝兵衛

同 栄太郎

田口村

庄屋丈助

年寄太郎兵衛

藤坂村

庄屋仁兵衛

年寄元右衛門

片鉾村

庄屋源七

つ田村

庄屋儀兵衛

年寄惣助

長尾村

年寄藤左衛門

同利三郎

杵村

庄屋吉左衛門

年寄又兵衛

長尾

御役所

121. 江戸表臨時御入用金、困窮の時節につき、半分上納ならびに当面立て替えを

長尾役所へ願出

御臨時金御談ニ付請書

乍恐書附ヲ以奉申上候

一当年、江戸表御臨時御入用金高、都合千百七十九両御座候処、郷中出金之有無、先達而大庄屋惣代・庄屋共迄被仰渡奉畏罷在候、然ル処右ハ今般御上知ニも相成御上様ニも格別御心配之折柄ニ付、此段相弁、郷中一同方皆金も可差出旨、御受奉申上度心底ニ御座候得共、何分是迄度と御歎奉申上候通り、一同困窮之折柄ニ御座候ニ付、前書金高之内半通り出金仕度奉存候、尤此節百姓共作物売払候品柄も無御座候、不融通之砌ニ付、右割符集金等差支候間、来ル十二月十日限上納可仕様致度奉存候ニ付、其節迄之間、御憐愍ヲ以御立替被為成下候様奉願上候、右之段以書付奉申上候ニ付、御聞濟被為成下候ハ、難有奉存候、以上

天保十四年卯年九月五日

薮や村庄屋格栄太郎

百姓代 林三郎

倉治村庄や清兵衛	同	又兵衛
年寄 角兵衛	北条村庄屋	万助
百姓代 六兵衛	年寄 太兵衛	太兵衛
同 五郎右衛門	百姓代 栄助	栄助
つ田村庄や儀兵衛	同 孫兵衛	孫兵衛
年寄 宗助	中野村庄や	五之助
百姓代 太兵衛	庄屋格 利兵衛	利兵衛
同断 為右衛門	百姓代 角兵衛	角兵衛
同断 為右衛門	同 喜平次	喜平次
杵村庄や 吉左衛門	上郷年寄 久左衛門	久左衛門
年寄 又兵衛	百姓代 弥左衛門	弥左衛門
百姓代 勘兵衛	同 市兵衛	市兵衛
同 庄右衛門	逢坂郷庄や	七郎兵衛
藤坂庄や 仁兵衛	年寄 磯右衛門	磯右衛門
年寄 繁右衛門	百姓代 伊兵衛	伊兵衛
百姓代 金右衛門	同 庄左衛門	庄左衛門
同 伊左衛門		
田口村 丈助	長尾村庄屋格与次兵衛	長尾村庄屋格与次兵衛
庄屋格 七郎兵衛	年寄 利三郎	利三郎
年寄 太郎兵衛	百姓代 又右衛門	又右衛門
百姓代 勝右衛門		
片鉾村庄や源七		
年寄 太右衛門		
百姓代 又兵衛		
同 二郎右衛門		

前書之通、当七月十三日、私し共一同御召出之上、郷中一同へ示談可致様被仰渡候二付、早速御受奉申上筈之处、村と申談方迎と之儀申出、彼是延引二相成候儀、全以私し共俟方不行届故之儀与、重と奉恐入候二付、何卒此段御赦免被為成下、本又御受之趣御聞濟被為成下候様仕度、乍恐此段奥書を以奉願上候、以上

つ田村惣代庄屋	三郎右衛門
長尾村同断	嘉平次
上郷 同断	専右衛門
中野村同断	三嶋庄兵衛
部部村同断	八上回平

前川

つ田村大庄屋見習 近三郎

倉治村大庄屋 加地友三郎

片鉾村同断 藤本与助

長尾

御役所

122. 上知令のため、大坂代官による地頭借入銀取り調べにつき、事前に長尾役所へ断りを得る心得がなかったことにつき、長尾役所へ赦免願

乍恐書付を以御詫奉申上候

一此度御上知二付、築山茂左衛門様・竹垣三右衛門様御立会御役所へ御召出之上、是迄御地頭所御借入銀子取引、郷印等仕置候分、逸と取調委細可認出旨被仰渡、然ル処、右ハ当御役所表御窺之上奉受御差図可差出候所、大坂出勤之者共無何心卒忽ニ可差上心得ニ相成候段、全以不行届之儀、重と恐入御義ニ付、幾重ニも御詫奉申上候ニ付、何卒格別之御憐愍ヲ以、此段御赦免被為成下度、奉願上候、右御聞濟被為成下候ハ、難有仕合奉存候、以上

天保十四年卯年九月五日

両郡

庄屋

年寄兩人連

印

調印

当村村庄や清兵衛・年寄角兵衛

百姓代六兵衛・同五郎右衛門

長尾

御役所

131. 地頭入用借銀積合ならびに返済仕法につき、久貝氏所領村役人より大庄屋・

惣代庄屋中へ一札

差入申一札之事

一当御知行所御入用二付、去ル戌年已来出銀高、猶又郷中諸入用等ニ而借銀之分并、当暮臨時出銀諸入用等、追而御立会御清勘之上ハ、速ニ相分り候義ニ御座候得共、当時御取調被下候口と凡見積り銀高、元利都合式百四拾貫目程も相嵩候処、一同困窮之折柄、右大銀連も急と割賦難相成義ニ付、此度一同示談之上左之通

一皆銀高式百四十貫目

内訳ケ百四拾貫目

右ハ当年高家掛りとも廿匁宛之割を以、致出銀候上、郷借之分為相濟、尤村と取集方仕法組立等之儀ハ、其村と随意ニ申談、差出候筈之事

残銀百貫目

右借銀積合并返濟仕法之儀、来ル辰年より元利出銀方之儀、各様へ御任せ申入候儀ニ付、何分格別之大借逆も一手之割符も難出来事故、百姓方小前之者共難渋不仕候様御仕法取曖、訳而御頼申入候義ニ付、御差図ニ相任せ、元利返濟方等高家割之先格ヲ以無怠差出可被下候、尤別而各様へ御骨折被下候義ニ付、右諸入用等無御心置御差出被下候様仕度、前書御取曖筋ニ付、各様ニ対し難惑仕候義ハ勿論、我俣勝手之儀毛頭申立間敷候、為後日差入申頼一札、仍而如件

両郡庄屋・年寄印

天保十四卯年十月

当村印形人 清兵衛・橋之助・角兵衛

大庄屋

惣代庄屋 中

132. 上知令撤回後、領主借銀据え置き、ならびに江戸屋敷・陣屋修理の加金差し上げにつき、長尾役所へ願出

乍恐書附を以奉申上候

一先達而御上知被仰付候ニ付、利違御仕法元利ハ百六拾貫目余郷印之分、当年御下ケ被為成下候様被仰渡、承知奉畏罷在候、其節一同相談仕候砌不行届之事共申上、卒忽之儀与今更後悔仕奉恐入候義ニ付、何卒以前之通り御仕法御年限中此俣御置居被為成下候様奉願上候、且又江戸表御屋敷向御大彼<sup>破</sup>ニ相成候趣、其外当御陣屋御修覆等御省略中ニ而、御造作御延引相成候趣、誠以奉恐入候ニ付、前書御入用之内へ今度金三百兩加金仕差上申度奉存候ニ付、乍恐宜敷御披露被為成下、一同卒忽之段格別御憐愍ヲ以、御赦免被為成下候得ハ、難有奉存候、以上

天保十四卯年<sup>十月八日</sup>閏九月

両郡庄屋一同

大庄屋惣代庄屋

印

長尾

御役所

133. 二条表へ御仲間奉公の者、日数取り調べにつき、長尾役所へ届出

乍恐奉申上候

一当四月已来、二条表へ御仲間御奉公仕候者、日数取調可申出候様被仰渡、承知奉畏、則左ニ奉申上候

四月廿五日方今ニ御奉公相勤罷居候

善兵衛 才三郎

六月十五日方閏九月五日迄

御奉公相勤申候

徳五郎同居 慶次郎

右貼紙下に「五月廿九日方閏九月十五日迄 此日数百三十五日御奉公相勤申候」とあり

右貼紙下に「徳五郎同居 慶次郎 東兵衛同居 徳二郎」とあり

右之通、村方へ申出候間、乍恐書付を以奉申上候、以上

卯十一月十二日

倉治村

長尾

庄屋

御役所

清兵衛

134. 江戸屋敷・二条表にて奉公勤めの者、来年の勤めにつき、長尾役所へ願出

乍恐奉願上候

倉治村百姓惣右衛門

一右之者、江戸御屋敷水夫御奉公相勤罷居候処、猶又来辰年右水夫御奉公相勤度段、

村方申出候

同村百姓熊二郎

右之者当暮方二条表御仲間御奉公相勤御殿様御帰府之御供仕、其俣江戸御屋敷ニ而御奉公相勤度趣、村方申出候

右之趣村方へ申出候間、乍恐御願奉申上候、何卒右御聞濟被為成下候へハ、難有奉存候、以上

天保十四卯年十一月十二日

右村庄屋

長尾

清兵衛

御役所

145. 村方百姓のうち、孝心者取り調べ、長尾役所へ届出

乍恐書付を以奉申上候

一此度村方百姓共之内孝心寄特之者、村内取調奉申上候様被為仰付奉畏、左ニ奉申上候

百姓市郎右衛門  
同 権右衛門倅  
好松

右之者共、兼而親孝心仕候様兼而及承り候間、乍恐書付を以奉申上候、以上

天保十五辰年

倉治村庄や

正月廿二日

清兵衛

長尾

御役所

### 146. 村方難渋の者の取り調べ、長尾役所へ届出

乍恐書附ヲ以奉申上候

一此度、村方百姓共之内難渋之者取調奉申上候様被為仰渡奉畏、左ニ奉申上候

小左衛門・三平・四郎兵衛

右之者共、極貧之者<sup>ニ付</sup>村方方も取立居候得共、今と不仕合ニ付、難渋致罷在候間、厚御憐愍<sup>計カ</sup>之程奉願上候、乍恐右之段書附ヲ以奉申上候、以上

天保十五辰正月廿八日

倉治村

年寄六兵衛

庄屋清兵衛

長尾

御役所

### 149. 殿様御入国につき、八十才以上の者の届出（各人へ錢二貫文付与）

乍恐書付ヲ以奉申上候

倉治村

一此般殿様御入国ニ付、村と八十才已上之者取調奉申上候様、被為仰渡承知奉畏、則左ニ奉申上候

又左衛門父宗順年八十二才

作左衛門父秀道年八十一才

十左衛門父通彌年八十一才

重二郎父久兵衛年八十二才

市郎右衛門母明清年八十才

栄五郎祖母教雲年八十二才

定吉祖母のふ年八十一才

嘉兵衛母さや年八十才

右之者共、八十才以上之者ニ御座候間、乍恐奉申上候、以上

天保十五辰二月廿一日

右村年寄角兵衛

庄屋清兵衛

長尾

御役所

右之者共、当日廿六日五ツ時召連出候処、忝人ニ錢貳貫文ツ、被下

151. 殿様御入国につき、長尾役所へ冥加献上の願出

殿様御入国ニ付、御冥加献上之覚

一金千疋	清兵衛	一金貳両	橋之助
一同二百疋	九左衛門	一同貳朱	川武右衛門
一同	又左衛門	一同	源兵衛
一同	角兵衛	一同	長左衛門
一同	六兵衛	一同	市郎右衛門
一同	庄兵衛	一同	源左衛門
一同貳朱	仁左衛門	一同	かハ武右衛門
一同	徳兵衛	一同	清右衛門
一同	武兵衛	一同	小兵衛
一同貳朱	五郎右衛門	一同	作左衛門
一同	新左衛門	一同	兵右衛門
一同	庄七	一同	嘉兵衛
一同百疋	仲兵衛	一同貳朱	神小兵衛
一錢三百文	彦左衛門	一〇〇文	
一百文	五郎左衛門	一四百文	権右衛門
一貳百文	文右衛門	一貳百文	七左衛門
一貳百文	定吉	一五百文	藤左衛門
一三百文	吉左衛門	一三百文	儀右衛門
一百文	七郎右衛門	一三百文	庄左衛門
一三百文	け善左衛門	一〇〇文	け権右衛門
一四百文	定右衛門	一四百文	与右衛門
一貳百文	仁兵衛	一四百文	喜左衛門
一六〇文	庄二郎	一〇〇文	十五郎
一四百文	好兵衛	一五十文	平左衛門
一貳百文	東兵衛	一三百文	神与兵衛

一 四百文 神善右衛門

千疋 清兵衛分

式兩 橋之助分

式兩 年寄四人分

三兩 廿人分

錢 七貫百五十文

内 五百文 藤左衛門

式百文 神小兵衛

右兩日分相納り

残而

六貫四百五十文

右相下り候

外二

一大豆三升 清左衛門 一大豆三升 良左衛門

一 三升 伊兵衛 一 三升 羽右衛門

一 三升 十左衛門 一 式升 佐兵衛

一 五升 太郎右衛門 一 式升 三左衛門

一 五升 勘左衛門 一 五升 文左衛門

一 五升 新右衛門 一 壹升五合 四郎兵衛

一 三升 与兵衛 一 壹升五合 九郎兵衛

一 三升 角左衛門 一 三升 五郎兵衛

一 四升 長兵衛 一 式升 太兵衛

一 五升 五右衛門 一 三升 新兵衛

一 式升 作兵衛 一 式升 四郎右衛門

一 木綿きれ 勘右衛門 一 五升 南頭中

一同 藤右衛門 一 あわ三升 太左衛門

大豆 七斗三升 小豆 八升 薬や

餅米 壹斗 あわ 三升

木綿きれ 二包 こま 壹袋

右書面之通、御冥加献上仕度申出候間、奉願上候、右御聞濟被為成下候得、難有仕合奉存候、以上

天保十五辰年二月廿五日

倉治村

庄屋

長尾

清兵衛

御役所

跡方寄

大豆貳升

喜右衛門

大豆貳升

利右衛門

同 貳升

九郎右衛門

同 壺升五合

喜兵衛

同 貳升

幸右衛門

同 壺升

孫左衛門

同 貳升

平兵衛

同日  
同上納

使 喜右衛門 付添角兵衛

156. 京都二条表御仲間奉公勤めの者、殿様帰府付添いを長尾役所へ願出

乍恐書付ヲ以奉願上候

倉治村百姓

善兵衛悴才三郎

右之者、京都二条表御仲間御奉公相勤罷居候处、来四月御殿様御帰府之節、御供仕度旨願上呉候様村方申出候間、乍恐奉願上候、右御聞濟被為成下候得ハ、難有奉存候、以上

天保十五辰三月廿一日

右村年寄又左衛門

長尾

庄屋清兵衛

御役所

159. 領主久貝正典二条下番につき、御下金請書、長尾役所へ提出

四月三日九つ時

御入城御目見之上御書下ケ

覚

当在番も無滞相勤、大慶いたし候、右ニ付テハ其方共厚心底之程満足存候、仍之兩郡村へ金三百兩差遣し候事

辰四月

兩郡村と

因幡

百姓共へ

乍恐書付ヲ以御礼奉申上候

「 一 兩

「 一 一条御在番無御滞御勤被為遊候段、

「 一 悦至極奉存候、右ニ付、格別御満悦

「 一 仁恵ヲ以兩郡村と惣百姓へ被為

「 一 ヲ以被為仰渡、冥加至極重と難有、慥ニ奉頂戴候条、早速一同へ配分仕、全御仁徳之程、永忘却不仕候様申聞候様仕度奉存候ニ付、右之段宜被為仰上被

下候様奉願上候、乍恐御礼之御請奉申上候処、依而如件

天保十五辰四月

両郡庄屋・年寄一同

長尾

印

御役所

(右の記事は、紙面の破れによる判読不能部分が大きいが、田口村奥野家文書「御公儀様・御地頭様諸願旧記」〔枚方市史編纂委員会一九七〇年四三二―四三三頁〕に、ほぼ同内容の記事が書き留められている。あわせて参照されたい。)